様式第２０

事業継続力強化計画に係る認定申請書

　202■　年　■　月　■　日

中部経済産業局長殿

　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　　　　　所 ■県■町

　　　　　　　　　　　　　　　名　　　　　　　 称 ■電気商会

代表者の役職及び氏名 代表　■■　■■　印

　中小企業等経営強化法第50条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

１　記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（別紙）

事業継続力強化計画

１　名称等

業者氏名は

代表者の役職名及び氏名　　 　　代表　 ■■

資本金又は出資の額　　　　なし　　　 　 　　　　　 常時使用する従業員の数　■人

業種　　　　08　　　設備工事業

法人番号　　　なし　　　　　　 　　　 設立年月日　　 昭和■年■月■日

２　事業継続力強化の目標

|  |  |
| --- | --- |
| 自社の事業活動の概要 | 当社は、■県■町にあり、地域に密着した電気工事業として、地域の電気のある暮らしを個人・事業所ともに電気配線工事、メンテナンス等のあらゆる面でサポートして、ゆたかな地域の暮らしを支えています。当店が早期復旧しないと、地域住民の生活および事業所の事業再開に支障が生じるおそれがある。 |
| 事業継続力強化に取り組む目的 | 下記３点を目的に、事業継続力強化に取り組む。  1.自然災害発生時において、人命を最優先として、従業員と従業員の家族の安全と生活を守る。  2.地域社会の安全に貢献する。  3.サービスの供給の継続、又は早期の再開により、お客様への影響を極力少なくする。 |
| 事業活動に影響を与える 自然災害等の想定 | 当社の事業拠点は■県■町にあり、近隣地域での感染者が増加している状況を艦みると、新型コロナウィルス感染症等の感染拡大による影響が想定される。また、当所在地は、今後30年以内に震度６弱以上の地震が発生する確率が、■.■％（J-SHIS地図参照）。当該地震による津波は想定されていない(国土交通省ハザードマップ参照)。 |
| 自然災害等の発生が 事業活動に与える影響 | 想定する自然災害のうち、事業活動に与える影響が最も大きいものは震度６弱の地震や震災及び、感染症の感染拡大の影響であり、その被害想定は下記の通り。  （人員に関する影響）   * 営業時間中に被災した場合、当社従業員だけでなく、来社されているお客様も含めて、事務所内の設備の落下、原材料の散乱、避難中の転倒などにより、けが人が発生する。現場で被災した場合は、電気工事の関係で、高所からの落下や転倒などによるけが人が発生する。 * また、周辺道路が損傷したり、公共交通機関が停止すれば、お客様も従業員も帰宅困難者となるほか、夜間に発災した場合、翌営業日の従業員の参集が困難となる。併せて、従業員の家族へも被害が生ずる。 * これらの被害が事業に与える影響として、復旧作業の遅れ、事業再開時において、特定の従業員が専属で担当していた部分について業務再開が困難となること、復旧に向けた電気関連のサービスが提供出来ないことなどが想定される。 * 感染症流行期においては、本人または家族への感染等により出勤できなくなる従業員が発生する。   （建物・設備に関する影響）   * 事務所の建物は、新耐震基準を満たしているため、揺れによる建物自体への直接被害は軽微だと考えられる。一方、事務所内にある機械設備は、揺れにより、商品や資材等が破損や散乱が予想される。停電が発生すれば、一時的に停止する。 * インフラについては、電力・水道は１週間程度、ガスは２週間程度、供給が停止するほか、公共交通機関は１週間ほど機能不全となるおそれ。周辺道路の損傷や浸水は、2週間程度回復まで必要となる見込み。 * これら被害が事業活動に与える影響として、電気工事サービスの全部又は一部の停止などが想定される。また仕入や納品についても停止を余儀なくされる。 * 地震の被災時に臨時的な措置として、復旧対策として電気配線工事などに緊急的に取り組むことが想定され、事務所が機能しないと、初動として取り組む工事の復旧などに取り組めない。 * なお、当社は、■県電気工事業工業組合■支部や■県■電設協同組合の会員であり、電力会社などどの連携体制ができている。被災時の緊急復旧体制が連絡網とともに構築されており、発災時においては、地域の復旧活動に第一優先であたることとなっている。 * 感染症流行期には、マスクや消毒液等の衛生用品が入手   しづらくなることにより、従業員の感染拡大を防ぐことができなくなる。従業員が感染した場合、工事が一時的に停止すること等が考えられる。  （資金繰りに関する影響）   * 資金繰りについては、サービスの停止や納入先の稼働停止により営業収入が得られなくなることが想定される。そのため、円滑な資金調達ができなければ運転資金が枯渇する恐れがある。 * 感染症流行期には、感染拡大防止の観点から工事の中断・中止により売上の減少が想定される。   （情報に関する影響）   * 事務所内のサーバー（顧客情報、図面等）が破損した場合、宅内工事の図面なども含めた書類等が大きく破損し、サービス復旧が大きく遅れることが想定される。   （その他の影響）   * 取引先の被災や交通機関の乱れにより、1 週間程度、商品や資材の調達が難しくなる場合がある。これが事業活動に与える影響として、取引先である個人や事業所の希望納期に間に合わなくなる場合が想定される。 |

３　事業継続力強化の内容

（１）自然災害等が発生した場合における対応手順

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 項目 | | 初動対応の内容 | 発災後の  対応時期 | 事前対策の内容 | | １ | 人命の安全確保 | 従業員の避難方法 | 発災直後  /  国内感染者  発生後 | 震災   * 自社拠点内の安全エリアの設定(駐車場を想定) * 社内の避難経路の周知・確認 * 避難所までの経路確認   感染症   * 事務所の消毒、従業員の手洗い等の徹底。 | | 従業員の安否確認 | 発災直後  /  国内感染者  発生後 | 震災   * 携帯電話会社の提供する安否確認システムの利用 * 従業員の連絡網の整備 （携帯電話番号、メールアドレス、社内LINEグループ等） * 従業員の家族についても安否確認をするルールを設定。   感染症   * 体調不良の従業員の出勤停止や交代勤務規定の整備。 * 出勤前の検温の励行。 | | 設備の緊急停止方法 | 発災直後 | 震災   * 緊急時の機器停止手順の周知・確認 | | 顧客への対応方法 | 発災直後  /  国内感染者  発生後 | 震災   * 顧客の避難場所の周知、誘導体制の確立   感染症   * 従業員及びお客様へのマスク着用、手指消毒を徹底。 | | ２ | 非常時の緊急時体制の構築 | 代表を本部長とした、災害対策本部の立ち上げ | 発災後  １時間以内  /  社内感染者  発生後 | 震災  ・　　設置基準(震度、被害状況から)の策定  震災・感染症共通   * 発災を想定した災害対策本部の体制の決定 * 代表不在の場合の代理者選定ルールの設定 | | ３ | 被害状況の把握 被害情報の共有 | 被災状況、工事やサービスへの影響の有無の確認  当該情報の第一報を顧客及び取引先並びに地元の自治体当局、保健所、商工団体に報告 | 発災後  12時間以内  /  社内感染者  発生後 | 震災・感染症共通   * 被害情報の確認手順の整理 * 被害情報及び復旧の見通しに関する関係者への報告方法、対外的な情報発信方法の策定 * 地元自治体、保健所、商工団体、主要な顧客、取引業者の連絡先リストを作成   感染症   * 感染者発生を報告するための連絡先の整備、取引先等へ報告方法、自治ＨＰ掲載の仕方等の確認 * 濃厚接触者の特定方法の整理 | | ４ | その他の取組 | ■県電気工事業工業組合■支部と連携した地域の復旧活動への参画 | 発災後1時間以内 | * 電力会社などと連携体制の維持。 | |

（２）事業継続力強化に資する対策及び取組

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| A | 自然災害等が発生した場合における 人員体制の整備 | ＜現在の取組＞  震災   * 県電気工事業工業組合■支部と連携した地域の復旧活動への参画ができるように、日常的に訓練を積んでいる。また、組合員事業者との横連携により、相互の共助関係ができている。   ＜今後の計画＞  震災   * 日常的に最新の電気技術や電気工事など各サービスについての最新情報を共有することで、従業員の多能工化を進める。   感染症   * 地域の感染状況を見ながら、交代勤務を導入する。 |
| B | 事業継続力強化に資する 設備、機器及び装置の導入 | ＜現在の取組＞   * 現在、具体的な対策は行っていない。   ＜今後の計画＞  震災   * ■県電気工事業組合■支部の中で、自家発電装置なども準備し、自社内の事業継続力強化の体制を充実させていく。 * 当社は、地域に根ざした電気工事をサービスとして提供しているため早期復旧が求められていることから、資材や工具などの損壊が発生しないように、棚などの固定化をすすめる。   感染症   * マスクや消毒液等、衛生用品を平時から備蓄しておく。 |
| C | 事業活動を継続するための 資金の調達手段の確保 | ＜現在の取組＞  震災   * すでに、火災保険と共に地震保険にも加入している。   ＜今後の計画＞  震災・感染症共通   * 地震及び感染症が発生した際に緊急融資が受けられるよう、メイン銀行の担当者及び商工会の経営指導員と日々コミュニケーションを取る。 |
| D | 事業活動を継続するための 重要情報の保護 | ＜現在の取組＞  震災   * 受注情報や顧客管理、帳簿について、月一回クラウド上のサーバーにバックアップ保管している。   ＜今後の計画＞  震災・感染症共通   * 年に4回、工具・資材や書類の整理整頓や配置決定をすることで、いつでも何がどこにあるかを明確にする。 * 事業所内の設備を記録するため、毎月１日に事業所内の写真を撮る。 |

（３）事業継続力強化設備等の種類

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （２）の項目 | 取得  年月 | 設備等の名称／型式 | 所在地 |
| 1 |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 設備等の種類 | 単価（千円） | 数量 | 金額（千円） |
| 1 |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック欄 |
| 上記設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）上設置が義務づけられた設備ではありません。 |  |

（４）事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | ■県電気工事業工業組合■支部 |
| 住所 | ■県■市■ |
| 代表者の氏名 | 支部長 ■■ |
| 協力の内容 | 電力会社との連携体制により、被災時の緊急復旧体制が構築されており、日常的に訓練などの連携ができている(継続中)。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | ■■銀行　■■支店 |
| 住所 | ■県■町 |
| 代表者の氏名 | 支店長 ■■ |
| 協力の内容 | 地震及び感染症が発生した際に緊急融資が受けられるような日常的なコミュニケーションをとる。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | ■町商工会 |
| 住所 | ■県■町８ |
| 代表者の氏名 | 会長　■ |
| 協力の内容 | * 大規模な地震及び感染症の発生が見込まれる際、注意喚起を依頼する。 * 地震及び感染症に対する事業継続の強化に関する指導を依頼する。 * 発災した際の被災情報の情報共有をする体制を構築する。 |

（５）平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

|  |
| --- |
| * 平時の取組推進について、代表の指揮の下実施する体制を整える。 * 年１回(5月を予定)以上、訓練や教育を実施する体制を整える。 * 年１回(事業年度末を予定)以上、事業継続に向けた取組内容の見直しをする。 |

４　実施時期

■年　■月～　 ■年　■月

５　事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施 事項 | 使途・用途 | 資金調達方法 | 金額（千円） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

６　その他

（１）関係法令の遵守（必須）

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック欄 |
| 事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）その他関係法令に抵触する内容は含みません。 | ✓ |

（２）その他事業継続力強化に資する取組（任意）

|  |  |
| --- | --- |
| 確認項目 | チェック欄 |
| レジリエンス認証制度（※１）に基づく認証を取得しています。 |  |
| ISO 22301認証（※２）を取得しています。 |  |
| 中小企業BCP策定運用指針に基づきBCPを策定しています。 |  |

（※１）国土強靱化に貢献する団体を認証する制度

（※２）事業継続マネジメントシステム（BCMS）の国際規格